メーター検針業務に関する覚書

　椎葉村水道事業メーター検針員に関する規程(平成２２年椎葉村水道事業管理規程第２号)の規定によるメーターの検針の業務について椎葉村長(以下「甲」という。)と　　　　　(以下「乙」という。)との間に、次のとおり覚書の締結をする。

　　(総則)

第1条　甲は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、メーター検針業務(以下「検針業務」という。)を乙に依頼し、乙はその業務を行うことを承諾した。

　　(検針業務の区域)

第2条　この検針業務区域は、次のとおりとする。

　　　　椎葉村内一円の甲が指定する区域

　　(検針業務の時期)

第3条　乙は、検針業務を毎月２３日から３０日までに実施するものとする。

　　(身分証明書)

第4条　乙は、検針業務を行う場合は、甲の発行する身分証明書を常に携帯するものとする。

　　(謝礼等)

第5条　甲は、乙が検針を行った月につき、別表に定める謝礼を支払うものとする。

　　(謝礼等支払の時期)

1. 甲は、前条第1項の謝礼を検針終了後２５日以内に乙に支払うものとする。

　　(覚書の解除等)

第7条　甲又は乙において、この覚書を解除し、又は覚書内容を変更しようとするときは、その1ヶ月前までにそれぞれ相手方に対し申し出るものとする。

　　(覚書の期間)

第8条　この覚書の期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとする。

　　(災害補償)

第9条　検針業務中に生じた災害に対しては、甲は市町村総合事務組合の制度に基づき乙に対して補償する。しかし、それ以外の補償の責は負わないものとする。

　　(損害賠償)

第10条　乙は、検針業務につき乙の責に帰すべき理由により甲に損害を与えたときは、甲の定めるところにより損害を賠償するものとする。

　　(補則)

第11条　この覚書に定めない事項及び疑義を生じた事項については、関係規定によるほか、甲乙両者協議によりその処置を決定するものとする。

　　この覚書の締結を証するため、正副2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有するものとする。

　　　　　　　年　　月　　日

(委託者)

　　　　　　　　　　　　　甲　　椎葉村長　　　　　　　　　　　　印

(受託者・検針員)

乙　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　印